



協賛企業に関する「Q&A」

1 協賛企業とは？

- (1) 社会復帰を目指す暴力団離脱者（元暴力団員）等の雇用が可能な事業者として暴追センターに登録された事業者のことです。
- (2) 警察や暴追センターに支援要請を申し出た暴力団離脱者等を「3か月以上雇用」するなど、一定要件を満たした協賛企業に対し、暴追センターから5万円を上限として給付金が支給されます。

2 協賛企業の加盟状況は？（令和4年末現在）

- (1) 静岡県内には、現在35の事業者（土木・建設業、配管・水道工事業、運送業、解体業、電気工事業など）が加盟しています。
- (2) 全国には、1000以上の事業者が加盟しています。

3 協賛企業に加盟する方法は？

- (1) 協賛企業の加盟を希望する（或いは加盟に興味がある）事業者は、暴追センターまたは県警察本部組織犯罪対策課に連絡してください。
- (2) 暴追センター及び県警察本部組織犯罪対策課の職員が、加盟を希望する事業者を訪問し、面談した後、加盟申込書等を提出していただきます。
- (3) ご心配な点や希望などが有れば、面談の際にお尋ねください。
なお、加盟に関して、費用負担はありません。

4 協賛企業の地域や業種は？

- (1) 静岡県内であれば、地域や業種は問いません。
- (2) 多様な暴力団離脱者の特性に対応できるように、より多くの地域や業種の事業者のご協力をお願いしております。

5 協賛企業に登録後の雇用判断は？

- (1) 協賛企業に登録したからといって、暴力団離脱者の雇用を強制するものではありません。
- (2) 協賛企業において、雇用条件、その他の諸事情などを加味して、雇用の可否を判断していただきます。

暴力団離脱者の社会復帰支援は、暴力団排除につながります！